

第6章 各主体の役割と推進体制

1 各主体の役割

目標の達成に向けて、本地域戦略を強力に推進させるためには、私たちの暮らしが生物多様性の恵みに支えられていることへの理解と、県民一人ひとりの主体的な行動を促す取組を進める必要があります。

そのため、県だけではなく、県民をはじめ民間団体、事業者、教育・試験研究機関、市町村などの様々な主体間の連携・協働による取組を社会全体に浸透させていくことが重要です。

この章では、第5章で示した行動計画を踏まえて、主体ごとに取り組むべきことやそれぞれに期待する役割を示します。

(1) 県民

○自らの住む地域の動植物や自然環境に関心を持ち、生物多様性の保全と生態系の持続可能な利用が、日々の暮らしと密接に関わっていることを意識しつつ行動することが期待されます。

○自然とふれあい、自然の恵みを体験することで、豊かな生物多様性を実感し、それを子ども達や多くの人々に伝えることが期待されます。

○生物多様性の保全に関する活動などへ積極的に参加することが期待されます。

○生物多様性に配慮した商品やサービスを選択することが期待されます。この行動は、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業や事業者を間接的に支援することにつながります。



魚類観察会への参加(横手市)

(秋田水生生物保全協会)

(2) 民間団体（NPO・自然保護団体等）

○県民を対象とした自然観察会の開催や地域固有の生物多様性の保全活動を推進することが期待されます。

○個人やグループの幅広い参加を受け入れるために、興味・関心を持って取り組めるプログラムの提供や体制をつくることを期待されます。

○専門的な知識や経験を活かして、事業者、教育機関、行政等と連携・協働する中核主体として、情報共有を図りながら様々な活動に取り組むことが期待されます。

- 生物多様性に配慮した生産・サービスなどの活動を行う企業や事業者を支援し、そのような商品・サービスを求める消費者につなぐことが期待されます。

(3) 事業者

- 事業活動が生物多様性の保全と持続的な利用により成り立っていることを理解し、生物多様性に配慮した事業活動を展開することが期待されます。



企業による森づくり運動(由利本荘市)

- 事業活動の過程において、生態系や貴重な生物の生息地に対する影響を軽減するなどの緩和策を行うことが期待されます。
- 生物多様性の保全や持続可能な利用に資する技術の開発や普及活動に取り組むことが期待されます。
- 社会貢献活動の一環として、従業員や消費者、民間団体と協働した生物多様性の保全活動が期待されます。
- 生物多様性の保全活動を行っている民間団体等を支援することが期待されます。

(4) 教育・試験研究機関

- 各学校では、理科等の教科目において、環境教育・環境学習の充実を図ることが期待されます。
- 大学・試験研究機関では、生物多様性に関する調査研究や技術開発に取り組み、それを広く社会に普及させていくことが期待されます。
- 民間団体や事業者等と連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる技術協力や生物多様性の重要性に関する普及活動に取り組むことが期待されます。
- 生物多様性の専門家として、学校への出前授業や環境学習講座の開催などを通じて、子どもや大人の環境学習活動を積極的に支援・指導することが期待されます。
- 県民を対象にした講演会、野外観察会、展示会等の積極的な開催が期待されます。
- 高度の専門知識と幅広い視野を持つ、次世代を担う研究者や技術者を養成していくことが期待されます。

(5) 市町村

- 地域の生物多様性に関する身近な情報について、様々な機会を通じて発信することが期待されます。
- 地域の特性を踏まえた、生物多様性の保全や持続可能な利用のための施策を検討し、方針を共有したうえで計画的に推進することが期待されます。
- 地域住民や事業者の生物多様性に対する理解を深めるため、環境学習や環境教育の充実を図ることが期待されます。
- 地域住民、地元民間団体等と一体となって、地域の特性に応じた生物多様性の保全・再生に向けた取組を推進することが期待されます。
- 地域住民や地元民間団体等が行う、生物多様性の保全活動を積極的に支援することが期待されます。
- 生物多様性基本法に基づき、将来的には市町村単位で地域の実情に応じた地域戦略の策定が期待されます。

(6) 県

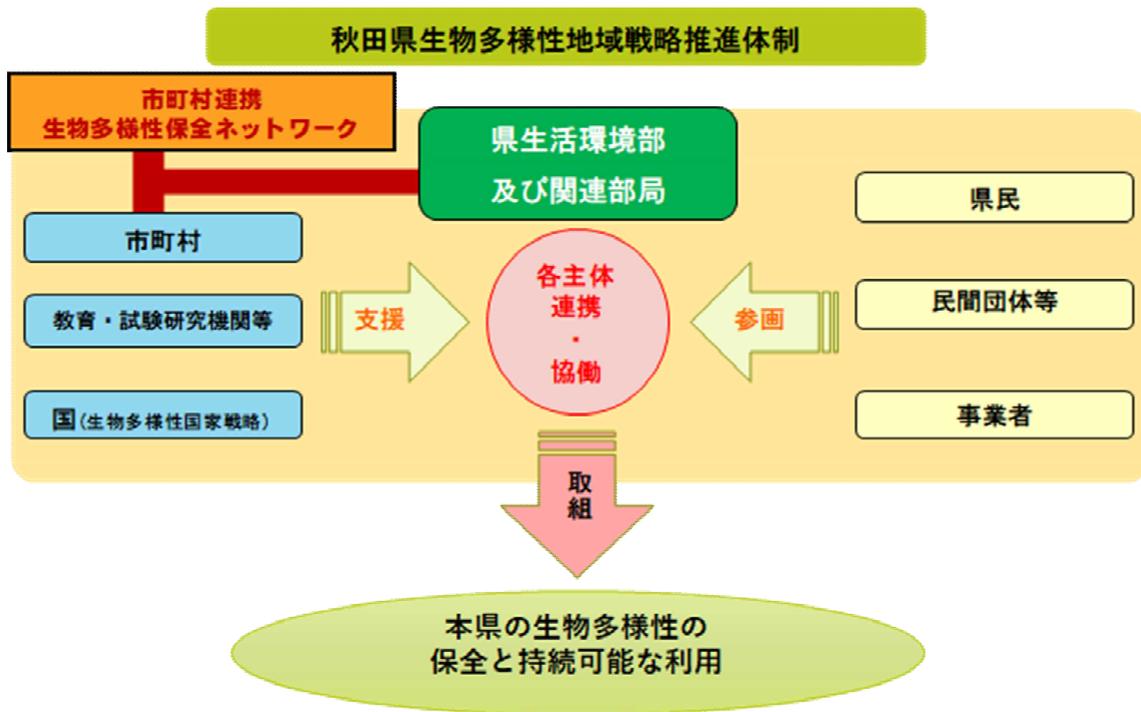
- 県が率先して、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、各種施策を推進します。
- 県民、NPO等の民間団体、事業者、教育・試験研究機関、市町村等と連携・協働しながら各種施策を実施するためリーダーシップを発揮するとともに、各主体間のコーディネートを行います。
- 本県の生物多様性の主流化に向けて、様々な情報発信や普及啓発活動に積極的に取り組みます。
- 今後も各種調査を継続的に行い、生物多様性の保全に関する新たな取組が必要となった場合は、速やかに事業化の検討を行います。
- 生物多様性の保全活動を行う地域や民間団体などに対して、積極的な支援を行います。

2 推進体制

地域戦略の基本理念である「人と自然が共生する豊かでうるおいのある秋田県を目指す」ため、県関連部局がリーダーシップを発揮しながら、希少野生動植物の保護や森林の保全・再生など、実際に自然環境の保全に取り組んでいる地域、民間団体、事業者を支援するとともに、教育・試験研究機関、市町村等と連携・協働を図りながら各種施策を推進します。

また、地域の実情に応じた取組を効率的かつ効果的に推進していくため、「市町村連携生物多様性保全ネットワーク」を構築します。適宜、関係者による研修会などを開催することによ

り、生物多様性に関する身近な課題を抽出し、将来的には地域レベルでの取組につながるよう基盤づくりを行います。



3 進行管理と評価

生物多様性に関する世界や国の動き、社会情勢の変化、関係法令の改正、国家戦略、秋田県環境基本計画及び関連する事業計画等の改定に伴い、地域戦略の記載内容を変更する場合は、秋田県環境審議会自然環境部会の審議を経て改定することとします。

また、庁内関係部局との連携のもと、他の事業計画との整合性を図りながら、総合的な施策を展開していく必要があります。したがって、定期的に庁内連絡調整会議を開催し、取組状況について自己評価したものを環境審議会に報告し意見をいただきます。さらに、5年に1回は地域戦略全体の取組を検証し、必要に応じて改定します。

なお、本地域戦略の推進にあたっては、幅広く県民の意見を聴きながら、地域戦略に反映させる必要があるため、NPOやボランティア団体等との意見交換をはじめ、パブリックコメント制度を活用するなど、本地域戦略に関連した意見や提言を求めることとします。

コラム 25

地球規模生物多様性概況第5版（GB05）の公表

2020年9月15日、国連生物多様性条約事務局は、生物多様性戦略計画（2011-2020）及び愛知目標の達成状況について分析した報告書を公表しました。地球規模生物多様性概況第5版（GB05）には、愛知目標の達成状況の評価や2050年ビジョンの達成に向けて必要な行動等がまとめられています。

GB05に記載されている主なポイントは、愛知目標は2020年（令和2年）の期限で20項目からなりますが、うち14項目は「達成できなかった」と評価され、外来種対策や保護区の設定など6項目が「一部達成」とされるにとどまりました。達成できなかった理由としては、各国が設定する国別目標の範囲やレベルが、目標達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことがあげられます。

今後、生物多様性条約の2050年（令和32年）ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、世界各国が対策を強化できるかどうかが課題となっています。

